

平成 2 年 3 月 31 日

編集・発行

東京都中央区立 京橋図書館

東京都中央区築地 1-1-1

電話 543-9025

埋もれた記録

5 了

安藤菊二

△その 11 ▼ 雑市

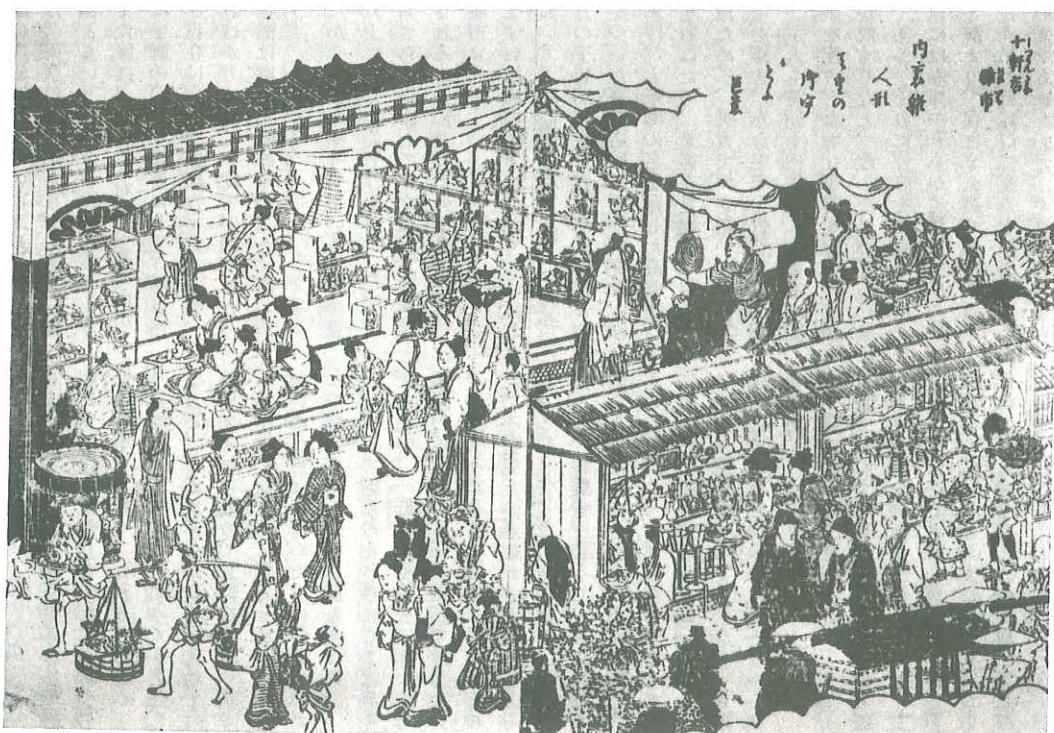
桃里庵

桃の節句の何となく優美な雛祭、菖蒲の節句の勇ましく雄々しき幟や甲人形、ともに昔を忍ばれて、老も若やぐこちし、嵐雪が「隣々雛みまはるる小家かな」などの句も思われて、床しいようである。

お雛様のことについては、古人もいろいろ穿鑿して、おんなじような事実を洗張りしたり洗濯したりして、さんざっぱらいじくり廻している。京伝の骨董集にはうまく逃ははつて、「雛遊びの始め詳らかならず」といつているが、むしろこれが当をえているかも知れない。（中略）

維新後明治六年一月四日の太政官布告第一号で、「今般改曆につき人日上巳端午七夕重陽の五節を廃し、神武天皇即位日天長節の両日を以て自今祝日と定められ候事と達せられたから、五節句というものはここで廢止になつてしまつて、自然と雛祭も端午の祝いも中絶した。（中略）

ところが明治十二三年になつてかえつて西洋人が雛や五月人形の優美なものを賞美する風潮になる。そうちるといつたん攘斥した雛を飾りだし五月人形を列べて誇りだしたのである。これらの職人や商人は一時稼業があがつたりで、盤台の鮫鱗とご親類同様、腿を釣らねばならぬので、名工も涙を呑んで雛人形を造つたが、おいおい復古して、節句は廢止されても三月と五月の人形はやや昔日の面目を保つようにな



つた。

物に雷同しやすいが日本人の癖であるが、何だろうこのままは、まるで西洋人の玩弄に成つてゐるようなものじやあるまいか。こんな趣勢になつたら、自然に職人も回復する、商人も息を吹かえして、人形の本場所と許されている十軒店（注・室町三丁目の旧電車通りをはさんで両側にあつた小さな町）の衰微もやや挽回するようになつたけれども、昔日のように往来へ張店をして売買することは許されないからいくぶんか外形の景気は引立ちが悪いかもしだれない。

だが雛の売行きは相応にあって、立派に「雛市」といわれるるのである。

△雛人形の値段▽

むかし雛市を開市されたは十軒店に限られていなかつた。もつとも本場はやはりここであつて、往来へ持出し盛んに売つたもので、銀座の竹川町・尾張町あたりにも雛市はたち、両国浅草茅町にも市が開けたそ�である。当時の市といえど、隆盛をきわめたものでその頃の金高にして利益が何百両といふ商いであった。それが一対二分のお雛様というと上等で、二朱ぐらいから普通のはあつたのだ。こんなことを言つてると、まるで痴人の夢を談ずると同じである。試に今の相場をきくに、

今流行するは親王雛と称するもので、中通りところを擧げると、尺五の親王一対、それに属する官女三名、五人ばかりもする。何でも腰は、いずれも布縫であつたが、十四前後、それから七寸もので三十五円くらい、また六寸ものになると、一組二十五円以下十五円までだ。その下の雛ものになると、一組二十五円以下五円以上のところである。また最上になつて御殿飾装附を「紫宸殿」といい、本殿・廊下・内侍所、親王一対、官女七、五人囃、隨神一対、前敷石、倭舞七人、供侍、仕丁、衛士合計人形廿八人。および右近の桜、左近の橘等附属するものは百円以上である。

それから紫宸殿も本殿ばかりと、人形數十五のものにて、中以下で十五円以上二十六七円であるそな。なおここれに附属する化粧道具十三通りで十円以下四円まで、その他諸道具類は皆割合に手数がかかるが多いから価もまた安くない。ちょっと一例を擧げてみようなら、小さな絹張雪洞灯でも、一对を警戒するなど、なかなか勇ましい景氣である。それに往来を蜘蛛手に引く彩旗には春風の和らかく誘いてひらひらと翻えり、夜はまた高く低く幾百千となく吊した球灯に光りを放ちて、瓦自慢たら吹聴するこの節、（中略）どうしたのか名工は跡を潜めて、京

都雛の声価は閑東へいに奪われてしまつた。東京の人形がようやく発達した一例ともいはべきは、在来の手およびやし隨神一対にて一組の人形十二で五足また腰は、いずれも布縫であつたが、今は手脚の関節を蝶番にして、坐臥屈伸を自在に作るようになった。ただ、そればかりでなく、總てが精巧になつて描眼は廻り玉眼のみのようになつた。

だから旧習も墨守している京雛の衰えた上に、名工が隠れてしまつたから、なおさらに退歩して東京雛が京阪へ輸出されるようになつたのであろう。

△雛市▽

まずお雛様のことはこれぐらいにしておいて、本問題の雛市に移るのだが、二月の下旬から十軒店ではわが家々の紋がついた幕を店頭に張り中央をしぶりあげ、人形師の名を印した高張提灯を左右にたて、来客と見物との雑沓を防禦のために、丸太で塔を結い、そうして壇を築き、赤き毛布を敷詰て雛を飾り、主人も番頭も内儀さんも娘も、蛋のうなぞを配り、なお仕事師を雇いて店頭元は京雛といいて、京都製のものを珍重がつたが、一時の衰運が大打撃を与えたやら、再び大供どもが玩弄するようになつて、己の家には雛があるぞと

なすも奇觀である。

げに東京雛市の本場と許される十軒店の光景はまた別なものだ。つらつら惟みるまでもなく、これほどの雛がどうして毎年毎年売捌けてゆくかと怪しまれる。これが年の市ほどの売物とは違つて、一年限りで古雛様は川へ流すとか小供の玩弄具になるとかいうでもないに、言はばぜいたくの骨頂ものが

この勢力のあるは不思議な様である。そうして雛市のたつのはここばかりでもない。昨年（明治三三年）から两国の広小路にも仮小屋ができるし、その他所々に小さな売場は沢山あるのだ。不景気だの金融がどうだの仔細らしくう言つて、このぜいたくはどうであろう。お雛様を飾つてどんな心持であろうか。ああ今更ながらおかしいは人の心で、こうも外見を専門にして世に街いたいのか知らん、おつと待つたよ、余り筆をすべしすぎたら、お雛様の亡者に襲われる恐れがあるから鶴亀鶴亀。

△十軒店の借家慣例▽

さてこの十軒店といふと、昔から雛と五月人形を売りこんだところで、五月もまた三月と大同小異であるから段に書くにもおよぶまいが、東京広いえどもおそらくほかに類と真似がない奇習が十軒店にある。……

この奇習というに借家をするときにあるのだ。それがどうかといえば、仮に三間間口奥行何間の家で、家賃が三十円敷金百円というのがある。ところてこの家を借人が差配へ相談にでかけすが、御承知でしようね」と、劈頭第一にわからぬことを一本お見舞申されなのだ。借人も挨拶に困って無言でいると、また「もし二月ともぬきにしないのなら家賃は五十円にお負申しましょう。」さあいよいよ解らなくなるのだ。

そこでだんだんその理由因縁を聞きだしてみると、成程と始めて合点のいくのであるが、この二月と四月をぬきにするというのは、二月から三月にかけて雑市で、四月から五月にかけては菖蒲人形の時期であつて、この間をかぎって店だけを市の商人に貸すからであるのだ。それで三十円の家賃を払つてその家を借りているものは、両度の市立つ間は、店を差配に明け渡して、自分は奥に蟄居しなければならぬ。いずれ表店を借るぐらのもので商業をしないものはないから、この明け渡しははなはだ迷惑であろう。けれども二月と四月の明け渡しを承知しないと一月の家賃が廿円、一年に積ると二百五十円の喰違いができる。どう算盤をと

つても柄がはずれるわけで、こんな道理に合ない貸付方があろうか。おまけに三間間口奥行何間の家で、家賃が三十円敷金百円というのがある。ところてこの家を借人が差配へ相談にでかけすが、御承知でしようね」と、劈頭第一にわからぬことを一本お見舞申されると、「お貸し申しましょが、家賃三十円では、二月と四月の二月はぬきで三十円の家賃は取るのだといふますもって奇怪な借家法であるが、これが十軒店の慣例になつてゐるのだから仕方がない。借人もそんな杓子定規に甘んじて住うのだ。

こんな道理に合ないことがなぜ行なわれているかといふに、まず三間間口ぐらいの店ならば、どんなに安くつても雑市だけで二百円の店賃は占(締め)あげられるのである。五月の時も同じくあるのだから、この二月で四百円は濡手で粟であろう。そうするところの二月も店を明け渡さない約束だと、五十円の家賃でお負申そうと、差配のいうも道理至極で、現に四百円の収入を二百四十円で見切るのである。

十軒店通の商人になると、三十円の家賃を五十円出しても、二月を借りこんでしまえば、現に百六十円は利益があること。まして市店の借手が競争にならなかった日には、二百円の相場が三百円になることもあるのだ。奇習といつてもこんな奇習はほかの土地にないことで、何だべらんめえ、十軒店の特色を見てくんなど威張つてもよからう。

しかし、あまり威張り甲斐もしない

(文芸俱楽部定期増刊第八卷二号
「東京」) 明治三十五年)

△その12△ 其角庵室の地

史蹟・旧蹟の指定といつても、指定するに価する値打があるのか、その場所はどこであるのか、勘案調査するのに手数がかかるし、一々現地に足を運んでの調査も容易ではない。

かつて、先人が苦心調査して、史蹟指定の標識を立てたはずの、浜町の賀茂真淵の旧蹟「県居」の跡などは、震

災後の道路拡張で、道路敷となつてしまい、その位置がまったくわからなくなってしまった。同じ浜町の名物、「山伏井戸」も、今では、どこにあつた

まである。

其角庵室の地 也軒老人

宝晋齋其角庵室の地は『類柑子』、北の窓に、我栖家北隣に、蘆荻茂く生て、笛の阿なる地あり。茅場町といふ名にふれて、昔は海辺なりしを、今は柴ゆく家作りして、山王権現の御旅所と定め、薬師仏立賜ふに、堂のかみばかりただほのかに絵にかけりと見ゆ。……

◆ ◆ ◆

とあるによりて、日本橋区茅場町薬師堂の近隣なり、といへるは誰も知れども、確かにここといへることをいふ人が多い。その位置がまったくわからなくなつた。

老人は八丁堀同心の家に生れて、幼き時に、古き人々のいへることの耳に留まりしことをここに演ぶべし。

◆ ◆ ◆

其角の庵は今の茅場町四十番地の所なり。余の幼稚頃には薬師堂の境内広くして、二番地、廿八番地の間、靈岸

に、帝室博物館の美術部長になつた——今泉雄作(雅号也軒)翁が考証しておられた。『俳三昧』という雑誌に、それが載つていたので、それをここに紹介しておきたい。

記事はすこぶる信憑性に富んでいい。当時の地図を参照しつつ、ご検討をお願いしたい。

史蹟・旧蹟の指定といつても、指定するに価する値打があるのか、その場所はどこであるのか、勘案調査するのに手数がかかるし、一々現地に足を運んでの調査も容易ではない。

かつて、先人が苦心調査して、史蹟指定の標識を立てたはずの、浜町の賀茂真淵の旧蹟「県居」の跡などは、震災後の道路拡張で、道路敷となつてしまい、その位置がまったくわからなくなってしまった。同じ浜町の名物、「山伏井戸」も、今では、どこにあつた

まである。

其角庵室の地 也軒老人

宝晋齋其角庵室の地は『類柑子』、北の窓に、我栖家北隣に、蘆荻茂く生て、笛の阿なる地あり。茅場町といふ名にふれて、昔は海辺なりしを、今は柴ゆく家作りして、山王権現の御旅所と定め、薬師仏立賜ふに、堂のかみばかりただほのかに絵にかけりと見ゆ。……

◆ ◆ ◆

老人は八丁堀同心の家に生れて、幼き時に、古き人々のいへることの耳に留まりしことをここに演ぶべし。

◆ ◆ ◆

其角の庵は今の茅場町四十番地の所なり。余の幼稚頃には薬師堂の境内広くして、二番地、廿八番地の間、靈岸

橋へ直に通る往来狭く、少し屈曲してありき。この通りを裏茅場町と呼び、細き街なり。日枝神社（古名、山王権現御旅所）も武ヶ所あり。今の社のうしろ四十四番を分割する細き道もなく前通りの電車道も狭くして、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、皆境内にて、建物はわずかに、表通りに、傘張り、餾屋など一列ありしのみ。四十三番地の所に、宮松といふ寄席あり、二十八番地の所に、柳屋稻荷とて、通二丁目の柳屋（現存）の家にて奉仕する稻荷の神社あり。三十八番地の東に寄りたる所に富士山の築山ありて、六月一日には開きて小兒を登らしめたり。余も幼少の頃には、樂しみにして上りたり。

今其角の庵室とする旧地の四十番地は、南町奉行所の組与力、中田郷左衛門といへる人の拝領屋敷にて、此地にも庭に池ありて「類柑子」の蘆荻生ひたる笹阿の名残りと見ゆるのみならず、続きたる地の四十二番地は、北町奉行組与力、秋山久蔵といへる人の後園四十堀番地に入りたる形の場所には、堀が池とて深き池残りて、禿稲荷といへる社あり。昔禿（少女）ありて、此池に身を投げて空しくなりしと口碑にあれども、委くは知らざりしが、古池に

て、小さき池ながら物凄き所なりと覚えをれり。今考ふるに、此等は皆蘆荻蓋し、庵室は四拾番地の南へ寄りたる所にありしなるべし。「北隣」といへる記事に能く合へり。北隣といへば、庵は西向の家にして、坐敷は南を受けたりしと考ふ。即ち、「北の窓より薬師堂の上みばかり、絵にかける如く見ゆ」といふにも能く合ひ、「北にうたたねして、炎夏わづらはしからず」といふもさこそと思はれ、湿氣はしたたんも、誠に清閑の地と覚ゆるなり。

余の幼少の頃には、天満宮の脇の処に「芭蕉堂」と額うちたる風流の家あり、此處の主じは、相場七右衛門（俳名は忘れたり）といふ人、北町奉行の組同心にて、俳諧を好みて四拾番の地へ家を建てて、其角の旧跡を遺さんと思ひけれども、他人の屋敷にて如何ともなしがたければ、其近隣に隠居したるなりと聞きたりき。

因みにいふ。「梅が香や隣は荻生惣右衛門」の徂徠先生の旧跡は、同所坂本町十七八番地（里俗、植木店といふ）の南角にて、昔不動尊の町道場のありし近隣のやう聞伝へり。この間少し隣といふには離れ過ぎた様に思へども、『近世奇跡考』の説の如く、間に家なくして、隣といひしにて、「文七

にふまるな庭の蝸牛」と元結こきの遺ふ明地など多かりしことなれば、今の繁華の町の考にては想像し難きことなるべし。昔文政天保の頃、今的第一銀行の前、坂本町の地より「これより鎧のわたし」といへる石の道しるべを堀

出したことありと言伝ふるを以ても、徳川中世の野道の有様思ひやるべきことを考ふるなり。

（『俳三昧』第二卷第一号
大正一三年一月号、所載）



明治44年 通信管理局編 日本橋全國（部分）

江戸座談会（記事抄）

昭和四年二月

於、原胤昭氏宅

原胤昭 海賊橋を東へ渡って、牧様の前に岡本という鰻屋がありました。その隣に須磨という大きな待合茶屋もあつた、大きな店でした。待合といっても、あいまい屋の方でない、商人問屋の参會、今で言えば小集会に席貸しをする。その跡に西洋料理をはじめた家がありました。

（中略）

村田峯次郎 三角の早川は、よほど古い頃からの繁昌な店でしたか。

三村清三郎 早川よりは、あわやの方が旧いと思います。もともとあわやは鳥でした。三角の近所で旧い家は、私の知ってる所では北山さんだけです。

寄席の朝田が旧くって、東京中でも寄席の庭としては一等だといわれたのですが、庭を潰して巡査の合宿所を建てたりして、とうとう無くなりました。栄枯盛衰の一転周期は四〇年だといいますが、まったくです。よほど陰徳を積んでおかなくては、永続せぬと見えます。北山さんの先々代はよほどの徳者で、私どもは祖父時代から御恩になっていました。

原 中の橋を渡つてこっちへ来て広い

路次、ここを大路次といいました。実は明治になつてからだが、寄席の仕込み資金を貸したことがあるので、亭主の五郎吉親爺も宅へ出入つていたのでよく知っていた。

埋もれた記録 初出一覧

（昭和49年10月1日）
（昭和49年11月1日）

△その8▽新富町の今昔2
（昭和49年11月1日）

埋もれた記録1
（郷土室だより63号）

△その1▽魚河岸
（郷土室だより84号）

埋もれた記録4
（郷土室だより66号）

△その9▽八丁堀のお正月1
（郷土室だより91号）

埋もれた記録2
（郷土室だより64号）

埋もれた記録3
（郷土室だより96号）

埋もれた記録5
（郷土室だより67号）

埋もれた記録6
（郷土室だより93号）

埋もれた記録7
（郷土室だより97号）

埋もれた記録8
（郷内報ちゅうおう85号）

埋もれた記録9
（郷内報ちゅうおう86号）

埋もれた記録10
（郷内報ちゅうおう87号）

埋もれた記録11
（郷内報ちゅうおう88号）

埋もれた記録12
（郷内報ちゅうおう89号）

埋もれた記録3
（郷土室だより65号）

△その6▽水練
（郷内報ちゅうおう86号）

△その7▽新富町の今昔1
（昭和49年8月1日）

明治時代 店名
人名 検索可能資料 その 4

【明治40年代】

京橋図書館蔵

【明治40年代】

(明治40年)

東京案内 上・下 東京市 [KB05-27]

東京模範商工品録(抄) 中山安太編 [K212-ト]

京橋区、日本橋区の部分

業種別、地区別等の区分けなし。目次に掲げた約
200 の住所、屋号、電話番号、商品内容(写真、
絵付)店の説明

京濱実業家名鑑目次 [K283-ケ]

目次のみコピーしたもの

(明治43年)

東京商工録 第一版 並木武雄編 [K6703-ト]

株式会社、合資、合名会社、個人に大別され、そ
れぞれ営業種別に記載。屋号・住所・資本金・設
立年月(個人の場合は生年月)

日本皮革商工人名録(抄) [K6703-ニ]

日本橋区、京橋区のみ。

住所、氏名(店名・電話番号)

大正時代 店名
人名 検索可能資料 その 1

【震災前】

京橋図書館蔵

(大正元年)

京橋繁昌記 石川庄平編 [K2122-23]

業種別の住所・人名。銀行、会社、工場の住所、
電話番号。団体、官公庁、学校、神社、墓碑、俳優、芸妓名
京橋区に関する諸事

(大正 2 年)

日本橋繁昌記 宇井善八編 [K2121-ニ]

業種別に屋号、住所、電話番号。

日本橋地区に関する人名。

学校、団体、神社等

兜街繁昌記 附:米屋町繁昌記 [K2121-11]

日本取引所研究会編

取引所に関すること(歴史・概要・用語等)

株式仲買人名簿と米商仲買人名簿(住所、電話番
号)

(大正 4 年)

日本各種営業者姓名録 1、2 [K2121-ニ-1・2]

日本橋区営業者(12,313名)

町名番地順に、氏名、営業課目、電話番号、振替
口座

(大正 5 年)

東京法人要録 [K335-ト]

①銀行之部……所在・設立・役員など。業績につ
いて、少々記事あり。②会社之部 ③所在不明銀行会社之部 ④解散銀
行会社之部全国50万円以上資産家表 時事新報社編
[K283-タ-1] ☆

財産見込額毎に、氏名、職業、住所(町名まで)

全国株主要覧 ダイヤモンド社編
[K283-タ-5] ☆

(大正 7 年)

貴族院多額納税者議員互選人名簿
[K283-タ-4] ☆

時事年鑑所収。住所、氏名、納税額

(大正 8 年)

全国株主要覧 ダイヤモンド社編
[K283-タ-6・7] ☆☆印は、『大正昭和 日本全国資産家地主資料
集成』所収。